

議案第 81 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年11月25日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年11月25日原案可決
三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正後	改正前
第1条～第8条 略 (扶養手当)	第1条～第8条 略 (扶養手当)
第9条 略	第9条 略
2 略	2 略
3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については <u>13,500円</u> 、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族で	3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については <u>14,000円</u> 、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）のうち2人までについてはそれぞれ6,000円（職員に扶養親族で

ない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 略

第10条～第18条 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の145を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定幹部職員」という。))にあつては、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の75を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の65を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の

ない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 略

第10条～第18条 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定幹部職員」という。))にあつては、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には100分の150を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額(特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の80を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600
	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000
	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900
	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300
	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500
	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100	
	23			300,000	353,000	373,800	413,300		
	24			302,000	355,200	376,400	416,700		
	25			303,900	357,600	379,000			
	26			305,700	359,800	381,600			
	27			307,600	362,100				
28			309,600	364,300					

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900	
	23			302,900	357,000	378,000	417,900		
	24			304,900	359,200	380,600	421,400		
	25			306,900	361,600	383,200			
	26			308,700	363,800	385,900			
	27			310,600	366,100				
28			312,600	368,400					

第2条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目の表示（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目の表示以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条～第10条の2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）</u>。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が</u></p>	<p>第1条～第10条の2 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 通勤手当の<u>月額</u>は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、<u>当該各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の<u>1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）</u>（<u>その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円）を45,000円に加算した額</u>）</p>

55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ク 略

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 20,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 21,800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 22,700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 23,600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア～ク 略

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上である職員 20,900円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が45,000円を超えるときは、その額と45,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは、5,000円)を45,

、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条例において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条の2～第18条 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定幹部職員」という。))にあっては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額)に

000円に加算した額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条の2～第18条 略

(期末手当)

第19条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の145を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち別に定めるもの(次項及び第20条において「特定幹部職員」という。))にあっては、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額)に

、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の65、12月に支給する場合においては100分の75を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第19条の2以下 略

、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の75を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の65を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第19条の2以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところ

により、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、第1条の規定による改正前の三朝町職員の給与に関する条例及びこれに基づく任命権者が定める規定に従って定められたものでなければならない。

(委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

三朝町職員給与条例
第19条の2
第1項

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

三朝町職員給与条例
第19条の2
第2項

附則

(日限付)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(等大幹部の事務員持給の支給の最高額は当該の職級の)

職員の最高額は当該の職級の最高額である。この場合、「日限付」とは、日限付の職級の最高額を指す。この場合、当該の職級の最高額は、当該の職級の最高額である。

(職員の号給等の号給等の日限付)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。この場合、「日限付」とは、日限付の職級の最高額を指す。この場合、当該の職級の最高額は、当該の職級の最高額である。